

## 付 議 第 2 号

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和2年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



元高政企第 306 号  
令和 2 年 2 月 4 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事

令和 2 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 2 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の  
一部を改正する条例議案
- 2 令和 2 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 3 令和 2 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 4 令和元年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 5 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部  
を改正する条例議案説明

この条例は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正等を考慮し、文部科学大臣が定めた指針に基づく教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定を追加しようとするものである。

第 号

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和46年法律第77号）」を「（昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特別措置法第7条第1項の規定により文部科学大臣が定めた指針に基づく教育職員の業務量の適切な管理等については、この条例で定めるものとする。

第6条第1項中「（平成6年高知県条例第46号）」を「（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）」に、「次項において同じ。）は」を「以下この条において同じ。）は」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の時間外勤務については、勤務時間条例第8条第3項の規定を準用する。

第7条第1項中「次項において」を「以下」に、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

本則に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。）第3条及び第6条の規定に基づき、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

2 特別措置法第7条第1項の規定により文部科学大臣が定めた指針に基づく教育職員の業務量の適切な管理等については、この条例で定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「給与条例」という。）別表第1（小学校・中学校等教育職給料表）又は別表第2（高等学校等教育職給料表）の適用を受ける者をいう。

（教育職員の教職調整額の支給等）

第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額<sup>3</sup>の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「給与条例」という。）別表第1（小学校・中学校等教育職給料表）又は別表第2（高等学校等教育職給料表）の適用を受ける者をいう。

（教育職員の教職調整額の支給等）

第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額<sup>3</sup>の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

## 2・3 略

(教育職員の正規の勤務時間外の勤務等)

第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)については、正規の勤務時間(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。))第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等(給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。次条第1項において同じ。))における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。以下この条において同じ。)は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

3 前項の時間外勤務については、勤務時間条例第8条第3項の規定を準用する。

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その

## 2・3 略

(教育職員の正規の勤務時間外の勤務等)

第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)については、正規の勤務時間(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等(給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。次条第1項において同じ。))における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その

所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。）には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

- 2 任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要なと認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。次項において同じ。）は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第1項の規定により代休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。）には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

- 2 任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要なと認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

# 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案について

令和2年2月10日  
教職員・福利課

## ◆国の動向

○中央教育審議会の答申（平成31年1月25日）  
⇒公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定  
・上限の目安時間：月45時間、年360時間  
※臨時的な特別な事情(学校事故対応やいじめや学級崩壊等の指導上の重大事案対応)により勤務せざるを得ない場合→月100時間未満、年720時間以内

ガイドラインを法的根拠のある「指針」へ格上げ

## ◆現状

### 時間外勤務命令の上限規制

○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行(平成31年4月1日)

○「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部を改正

⇒時間外勤務命令の上限：原則として月45時間・年360時間

(対象：教員のほか、学校事務職員や学校栄養職員等を含めた公立学校職員全て)

### <教員の勤務態様の特殊性>

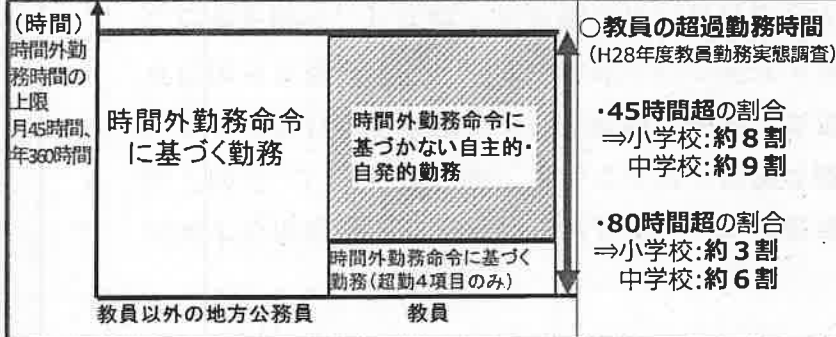
教員には給特法(※1)が適用されるため、条例や規則の対象となるのは、所定の勤務時間外に時間外勤務命令に基づいて業務を行ういわゆる「超勤4項目」(※2)に関する業務の場合のみ。

- ※1 給特法とは、  
「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」
- ※2 超勤4項目とは、  
①生徒の実習に関する業務 ②学校行事に関する業務  
③教職員会議に関する業務 ④非常災害等のやむを得ない場合の業務

### <働き方改革を進める上での課題>

授業準備や部活動等の業務については、時間外勤務を命じられて行うものではないが、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが必要。

(参考)教員の勤務状況



○公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正(公布:令和元年12月11日)  
①一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】(施行期日:令和3年4月1日)

②「業務量の適切な管理に関する指針」の策定【第7条関係】(施行期日:令和2年4月1日)

・公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、時間外勤務命令によらないこと等を踏まえ、  
⇒文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理に関する指針を定める。

○「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示【概要】(令和2年1月17日告示)  
(令和2年4月1日適用)

### 1.対象の範囲

・教育職員のサービスを監督する教育委員会及び公立の義務教育諸学校等の教育職員

### 2.業務を行う時間の上限

・教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

### 3.上限時間

・時間外在校等時間について、月45時間以内、年間360時間以内

※臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、月100時間未満、年間720時間以内

### 4.教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

・本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定めること。

・在校等時間の客観的な計測等を行うこと

・教育職員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずること。(医師による面接指導、休憩時間の確保等)

・業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。等

### 5.留意事項

・虚偽の記録等や持ち帰り業務について

・都道府県等が講ずべき措置について

等

⇒都道府県及び指定都市においては、サービスを監督する教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

上限方針の実効性を高めるために

## ◆県や市町村教育委員会の対応

### ○条例の改正(案)

・主な改正内容  
教育職員の業務量の適切な管理に関する規定を加える。(第8条)

⇒「特別措置法第7条第1項に規定する方針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。」

・施行期日 令和2年4月1日  
(※文部科学省告示の適用日に合わせる。)

### ○規則整備及び方針策定(県・市町村)

#### ・教育委員会規則の整備

⇒①「指針」で示された「3.上限時間」を規定  
②教育職員の業務量の適切な管理等を図るために必要な事項を別に定めることを規定

#### ・「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定

(※国の「上限方針」に示された規定を参考に策定)

参考資料1



## 「指針」の条例・規則等への反映について（例）

## 1. 県立学校、政令市立学校の場合

○ 条例（勤務時間条例、給特条例等）に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第●条の規定による勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

○ 教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

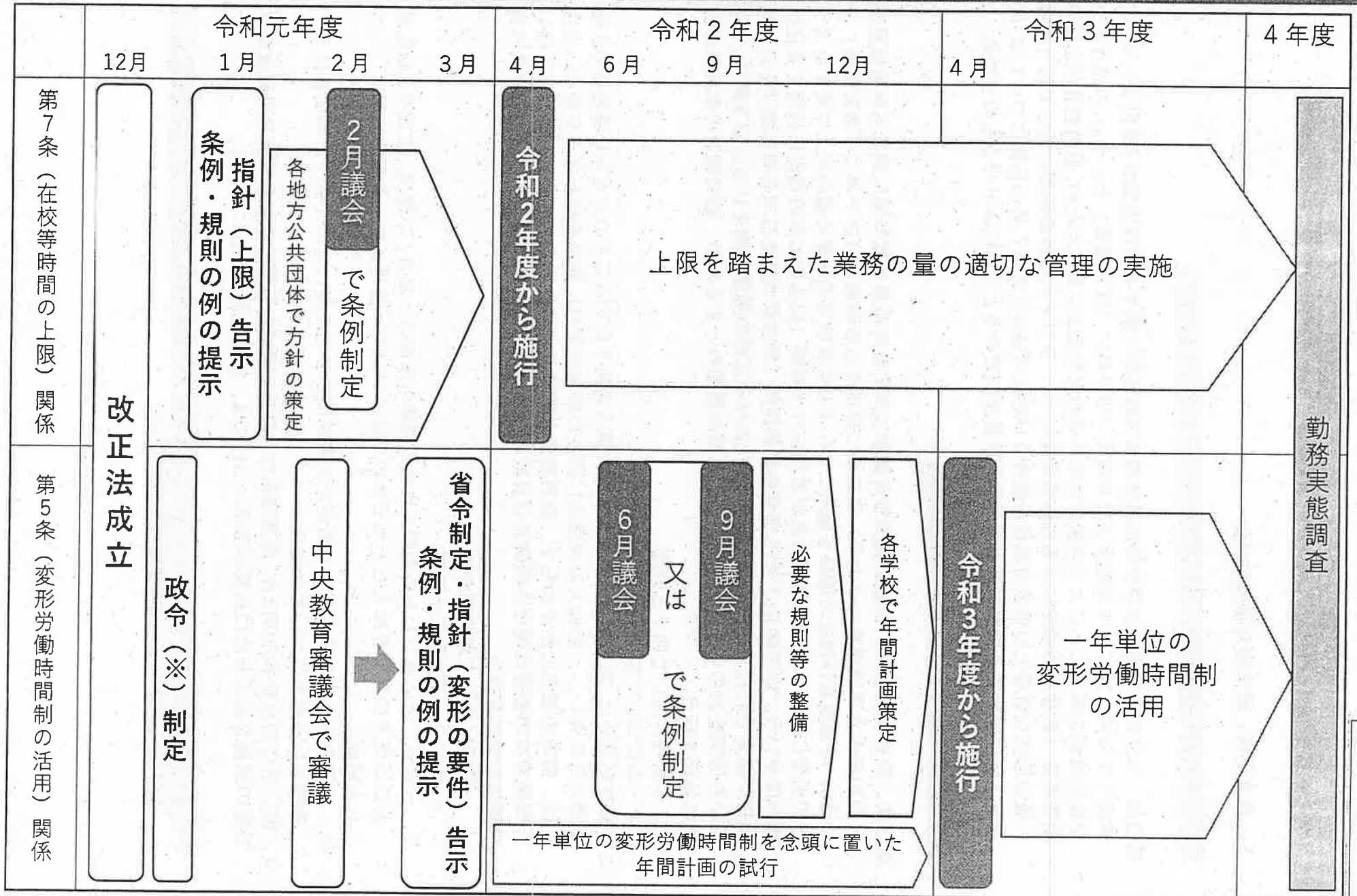
2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各都道府県・政令市において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

# 改正給特法の施行に向けたスケジュール（イメージ）



※ 省令を定めるに当たっては「中央教育審議会」の意見を聴くことを定めるもの。